

GOVERNOR'S #12

MONTHLY LETTER / Jun 2016 RID2840



To Rotary club presidents and secretaries

国際ロータリー第2840地区 2015-2016年度 2016年6月 ガバナー月信

ロータリー親睦活動月間

水芭蕉 / 群馬県沼田市 玉原湿原・玉原十二沢

月信目次

ガバナーメッセージ	1
-----------	---

2016 年 RI 規定審議会報告	3
-------------------	---

女性会員増強の一私案	20
------------	----

事業報告

第1分区 IM 報告	21
------------	----

2016 -17 年度 第2回ガバナー補佐・委員長合同会議	22
-------------------------------	----

館林西 創立 35 周年記念例会・祝賀会	23
----------------------	----

第3分区 IM 報告	25
------------	----

第31回 茶の湯研修会報告	26
---------------	----

新会員紹介	27
-------	----

訃報	29
----	----

出席報告	31
------	----

ガバナー事務所よりお願い	32
--------------	----

GOVERNORS MESSAGE

ガバナーメッセージ

国際ロータリー第 2840 地区ガバナー 生方 彰

会長、幹事、会員の皆様こんにちは

2015年7月ガバナーを拝命して残すところ1ヶ月となりました。今年は地区3ヶ年戦略計画の仕上げの年ですが、地区役員をはじめ地区内全ロータリアンの皆様に多大なる御支援、御協力を頂き成果を挙げることができました。心から感謝申し上げます。恐縮ですが後1ヶ月ありますので最後の最後まで御協力のほど重ねてお願い申し上げます。

光陰矢の如し、皆様に支えられて、無我夢中で過ごして参りましたが、振り返りますと、この一年は私が少年時代に大好きだったキャッチボールのようであったと感じています。キャッチボールは相手のことを思い、受けられる場所に球を投げる、そして段々、難度の高いボールを投げて、お互いを高め合っていく。楽しく且つ充実した豊かな時間を共有する中で友情を深め技能も確かなものにしていくのです。正に、6月は「ロータリー親睦活動月間」であります。今後共末永くロータリアン同士のキャッチボールを多くして、ドッジボールはしない事と致しましょう。私が入会したころ、先輩に「ロータリアンは寛容の精神が大切だ、ポールハリスは寛容の心を重んじていた」と教えていただきました。もし、ドッジボールの様な球を投げられても、ロータリアンたる者、相手のキャパシティに応じた大変綺麗な球種で返したいものです。

さて、これを機会に、この一年の私たちの活動の拠り所を再確認させていただきます。K.R. ラビンドラン RI 会長は本年度のテーマとして「Be a gift to the world.」、日本語では「世界へのプレゼントになろう」を掲げ、このメッセージの中で次のように述べておられます。

「私たちが求める友人とは、必ずしも自分と似通った人ではなく、自分にはないものを持っている人、自分の良いところを引き出してくれる人です。私はロータリーがその特徴を備えていると思います。ロータリーは私たちの資質を引き出し、それを人生で活かす道を見つけてくれます」。



NEXT PAGE

GOVERNORS MESSAGE

ガバナーメッセージ

国際ロータリー第 2840 地区ガバナー 生方 彰

さらに、次のようにも述べておられ、私は読後深い感銘を与られました。「結局のところ私たちの人生の価値は、どれほど得たかではなく、どれほど与えたかによって判断されるのです。ですから、苦しんでいる人から目を背けずに、その苦しみを和らげてあげましょう。同情の言葉をかけるだけではなく、実際に何かしてあげましょう。社会から享受するだけではなく、社会に貢献しましょう。」

これら含蓄に富む RI 会長のテーマ・メッセージを踏まえ、地区スローガンとして「奉仕・真実・喜び」を掲げさせて頂きました。「見返りを求めず、真心を持って接し、共に喜びを分かち合おう」及び、「奉仕とは喜んで頂くことをすることです。真実を以て奉仕を重ねるとやがて喜びとなって自身に返ってくる」、そのような趣旨でございます。

この一年、K.R. ラビンドラン RI 会長の意を体して、46 各クラブが特色ある活動計画を練り、お互いキャッチボールを繰り返す中で「奉仕・真実・喜び」へとつながっていくことができるよう、団結し着実に前進して参りました。これからも、ロータリアンの皆様が率先して「喜び」を伝え続けることを通して、きっと世界が「平和へ」と動き出すものと確信しています。

月信も今月号が最終となりました。これまで御多忙中のところ御寄稿頂き誠に有難うございました。7 月には、ガバナー補佐、地区委員長、ガバナースタッフの皆様に御寄稿頂き、また、小生も 1 年間のまとめとして「報告書」と言う形で感謝を込めて掲載させていただく予定です。

全国各地の地区大会も 5 月 22 日を最後に終わりました。15 の他地区の大会に出席させていただきましたが、地区により開催方法に創意、工夫が凝らされていて、どこも遜色ない素晴らしい大会でした。また、世界をリードする先輩ロータリアンの皆様の基調講演は大変勉強になりました。特に、記念講演は、日本の有名な方々による普段聴けない内容の濃い御講話であり、多くの知識を得ることができました。そして、地区大会では同期の友人や多くのロータリアンの方々とお会いし、新たな友人が全国にたくさん出来ましたことも大きな喜びの一つです。皆様も、機会をとらえて、他地区(全国)の大会に是非参加して欲しいと願っております。

末筆ながら、この一年、影になり日向になって努力を傾注し支えて下さった会長、幹事、同胞ロータリアンの皆さま及び関係各位に衷心より感謝を申し上げ、纏りませんが、メッセージに代えさせていただきます。

ありがとうございました。



REPORT

RID2840 代表議員 PDG 曾我 隆一（前橋）

2016 年 RI 規定審議会報告

3年ごとに開催されます国際ロータリー規定審議会が本年4月10日から15日まで、RI本部があるシカゴのマリオットホテルで開催され、世界から533人（ただし、1地区が代表議員送らず）と投票権を有しない元RI会長、理事、財団管理委員、事務総長以下関係職員スタッフなど総勢、約700人が5日間寝食を共にしての厳しくも和やかな審議会でした。

当2840地区からは3本の制定案を提案しましたが、内2本が採択され、詳細の結果一覧表をこの後のページでご覧下さい。（5月22日開催の地区研修・協議会にて、詳しく報告説明した通りです）

さて、今回のロータリー組織規定の改定で留意しなければならない点は、先ず「ロータリーの目的（旧、綱領）」と「五大奉仕部門」とは別個のドキュメントであることが、理解され、RI理事会で時間をかけて「ロータリーの目的」と「ロータリーの基本理念」の改訂については今後、慎重に審議することになりました。この背景には、前橋クラブから昨年10月のRI理事会に対して、「請願書」を提出した成果で有ります。（結果として、16-14をRI理事会が取り下げした）

次に、クラブ運営と会員身分について、大幅に柔軟性を取り入れても構わないことになりましたが、その是非についてはあくまで、**各クラブが独自の判断でクラブ細則を変更できます**。逆にもっと厳しい基準でクラブ運営をしたいと判断して細則を改訂することも可能となります。

なお、制定案は2016年7月1日より適用となりますので、十分ご留意ください。なお、不明な点は地区ガバナー事務所・規定審議会立法案検討委員会まで、お問い合わせください。

最後に、改めて思い出されます、2000-2001年度PDG関口 隆 GMLメッセージをご紹介します「地区内各クラブはこれ又夫れ夫れ**独自の考え方と自主的な活動により Identity を確立して**居られます。新しい考えを取り入れて行くこと、すなわち「不易と流行」を峻別することがロータリアンの基本的な考え方と云えるでしょう」と、示唆に富む言葉を残されています。



2016 年規定審議会 提出立法案採決結果一覧表

□ は日本よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

■ RI 理事会よりの提案

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB

立法案一制定案

I. クラブ運営				
番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
16-01	書面による理事会議事録について規定する件	クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録をクラブの全会員が閲覧できる	標準 6-3	採択 A 318 : 136
16-02	クラブ会計が理事会のメンバーとなるよう規定する件	クラブ会計を理事会メンバーと規定する	標準 10-4	採択 A 379 : 72
16-03	クラブ幹事エレクトが理事会のメンバーとなるよう規定する件 (大和中 RC 2780 地区)	「幹事エレクト」の役職を新設して、同時にクラブ役員に含めて理事会のメンバーとする	標準 10-4	否決 R 144 : 312
16-04	クラブ役員に関する規定を改正する件	衛星クラブの全例会に少なくとも 1 名のクラブ役員が出席する	標準 10-4	否決 R 123 : 332
16-05	クラブ内の委員会について規定する件	CLP に基づく 5 委員会を最低必須とする。広報を公共イメージ委員会に修正	標準 10-7	採択 AA 238 : 213
16-06	ロータリークラブの目的を定義する件	第 4 条のロータリーの目的の他に、第 7 条としてクラブの目的 (Purpose) を新設する	標準 6	採択 A 236 : 217
16-07	クラブ会員の入会金を廃止する件	入会金の規定をすべて廃止し、ロータリアン戸なれる見込者の枠を増やす	R 細則 4.050.2 標準 7-7, 標準 11,12,15	採択 A 232 : 228
16-08	クラブ入会金の規定を改正する件 (大和中 RC 2780 地区)	クラブ独自の裁量で新会員の入会金を免除	標準 11	撤回 W
16-09	クラブ入会金の規定を改正する件 (川越 RC 2570 地区)	会員家族の入会の折の入会金を免除	標準 11	撤回 W
II. 奉仕部門、ロータリーの目的				
16-10	奉仕の第二部門を改正する件 (2840 地区 群馬)	職業奉仕に、「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる」を追加。 (単数から複数)	標準 5	採択 AA 254 : 210
16-11	奉仕の第三部門を改正する件	社会奉仕に文化水準を高めるための追加	標準 5	否決 173 : 280

16-12	奉仕の第五部門を改正する件	青少年奉仕を削除し、四大奉仕に戻す	標準 5	否決 104 : 365
16-13	奉仕の第五部門を改正する件 (直方 RC 2700 地区 イタリアと共同提案)	青少年奉仕を新世代奉仕に名称変更する	標準 5	否決 148 : 308
16-14	「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第5 項目を追加する件 (RI理事会)	第 5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。	標準 4	撤回 W
16-15	青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件	第 5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。	標準 4	否決 49 : 435
16-16	新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件	第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。	標準 4	撤回 W
16-17	ロータリーの目的を改正する件	ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと； あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること； 人生のあらゆる面において奉仕の理念を実践するようロータリアンに奨励すること； 奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を推進することである。	RI 定款 4 標準 4	理事会付託 RB
16-18	ロータリーの目的を改正する件	第 2 職業上のボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、 <u>仕事とボランティア奉仕の両方を通じて社会に奉仕する機会として</u> 、ロータリアン各自の職業を高潔なものにすること； 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。	R 定款 4 標準 4	理事会付託 RB
16-19	ロータリーの目的を改正する件	ロータリーの目的は、社会への奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある： 第 1 <u>好ましい協力の機会</u> をもたらすために、 人々のつながりを広げるとすること； 第 2 人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること； 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また <u>キャリア</u> において、日々、	R 定款 4 標準 4	撤回 W

		奉仕の理念を実践すること； 第 4 奉仕の理念で結ばれた <u>地域志向</u> の人びとが、世界的ネットワークを通 じて、国際理解、親善、平和を推進す ること。		
16-20	ロータリーの目的を改正する件 (川口西 RC 2770 地区)	第 4 奉仕の理念で結ばれた <u>職業人と 地域社会のリーダー</u> が、世界的ネット ワークを通じて、国際理解、親善、平 和を推進すること。	R 定款 4 標準 4	理事会付託 RB

Ⅲ. クラブ例会

16-21	クラブ例会と出席に柔軟性を認め る件 (RI 理事会)	標準ロータリークラブ定款の新しい第 7条（現在の第6条）、第10条（現在の 第 9条）、第13条（現在の第12条）の 例外を認め、各ロータリークラブの細 則で例会頻度と出席に関する規定を定 めるようクラブに柔軟性を与える (毎月最低 2 回の例会開催に修正)	標準 6	採択 392 : 82
16-22	クラブ例会の構造決定に柔軟性を 与えることを認める件	クラブ例会を同じ曜日と時間に開催し なければならないという条件を削除す ることにより、例会を構成する上での 柔軟性を与える	標準 6,9	撤回 W
16-23	例会のスケジュールの選択に関し てクラブに柔軟性を認める件	週1回の例会をクラブに義務づける規 定を改正し、例会スケジュールを選ぶ 柔軟性を与える	標準 3,6,10	撤回 W
16-24	クラブ例会を少なくとも月 2 回と 定める件	クラブ例会を少なくとも月 2 回と定め る	標準 6	撤回 W
16-25	クラブ例会を少なくとも月 2 回と 定める件	クラブ例会を少なくとも月 2 回と定め る	標準 6	撤回 W
16-26	例会取消の規定を改正する件	国民の祝日が含まれる週で、祝日以外 の日に例会を開かなかつた場合も、取 消と数えられる。	標準 6	採択 A 272 : 222

Ⅳ.出席 A.出席規定

16-27	出席規定を改正する件	クラブの出席要件を標準ロータリーク ラブ定款から削除し、代わりに、例会、 プロジェクト、行事、活動への出席お よび（または）参加の義務について細 則に記載する	R 細則 4 標準 7-7,9,12	撤回 W
16-28	出席規定を改正する件	クラブの出席要件を標準ロータリーク ラブ定款から削除し、代わりに、例会、 プロジェクト、行事、活動への出席お よび（または）参加の義務について細 則に記載する	R 細則 4.090. 標準 7-7,9,12	撤回 W
16-29	出席規定を改正する件	クラブの出席要件を標準ロータリーク ラブ定款から削除し、代わりに、例会、 プロジェクト、行事、活動への出席お よび（または）参加の義務について細 則に記載する	標準 9,12	撤回 W
16-30	直接あるいはオンラインの両方に よる例会出席を認めるよう、出席 規定を改正する件	従来型のクラブでも、オンラインでの 参加に必要な技術インフラが設置され ている場合は、オンラインによる参加 も通 常の出席として数えられる	標準 6-1,9-1	採択 322 : 188

16-31	出席規定を改正する件	衛星クラブも最初からロータリークラブと同様の出席規定を持たせる	標準 9-1	撤回 W
B. メークアップと出席免除				
16-32	欠席のメークアップに関する規定を改正する件	メークアップの期間を同じロータリー年度内とする	標準 9-1	否決 R 241 : 250
16-33	長期の欠席に関する規定を改正する件	転勤先で長期にわたって仕事に従事し、かつ地元のロータリークラブに入会できないロータリアンが、いかなる通信手段を用いてでも、転勤先から所属ロータリークラブの例会に参加することを認める	標準 9-2	撤回 W
16-34	出席免除の規定を改正する件	出席免除規定に健康の上の理由のほか、子供の誕生により 12 ヶ月間を超えて欠席となる場合を含める	標準 9-3	採択 AA 395 : 97
16-35	出席免除の規定を改正する件 (和光 RC 2570 地区)	出席免除規定に、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴がある条件を加える	標準 9-3	採択 A 334 : 170
V. 会員				
16-36	会員身分と職業分類に柔軟性を認める件 (RI 理事会)	会員身分と職業分類に関する規定の例外を認め、クラブが細則で独自決定できる。個々のロータリークラブに柔軟性を与える。(職業分類を削除)	R 定款 5-3 細則 4.110 標準 9	採択 A 386 : 75
16-37	会員身分の柔軟性を認める件	クラブ細則で自由に職業分類制度を検討し変更できる。RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の職業分類制度を削除または修正する柔軟性をクラブに与える。	R 定款 5-3 R 細則 4.110. 標準 7-10	撤回 W
16-38	会員身分の柔軟性を認める件	ロータリアンの定義を簡潔にし、クラブ理事会がより柔軟に会員を選べるようにする。 つまり、クラブは善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとするとし、従来のその他の規定を削除。	R 定款 5-2 標準 7-1	採択 AA 426 : 85
16-39	学友の会員に関する規定を改正する件 (東京多摩川 RC 2750 地区)	学友の定義に沿って、RI 定款と標準ロータリークラブ定款を更新するものである。 ロータリー財団学友 ➡ ロータリー学友	R 定款 5-2 標準 8-2	撤回 W
16-40	ローターアクターが正会員となることを認める件 (RI 理事会)	ローターアクターとロータリー学友にロータリークラブ会員となる資格を与える。これによって職業分類が一時的に制限を超えてもよい。 ローターアクターは 2 重会員となれる	R 定款 5-2 R 細則 4.040. 標準 7-6,8-2	採択 AA 413 : 97

16-41	仕事をしたことのない人が会員となることを禁じるよう、会員基準を改正する件 (熊谷東 RC 2570 地区、大阪北 RC 2660 地区、福岡平成 RC 2700 地区、東京品川 RC 2750 地区、その他)	子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする	R 定款 5-2	無期延期 Postponed Consideration Indefinitely
16-42	会員資格に関する規定を改正する件 (新潟南 RC 2560 地区)	仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として認めない	R 定款 5-2	撤回 W
16-43	会員資格に関する規定を改正する件	会員資格を善良な成人で良い評判の以下の人 ①働いている、または退職していること。 ②ロータリー財団学友であること。 ③障害があるため、または子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。 ④地域社会への参加を通じて、奉仕とロータリーの目的への献身を示してきたこと。	R 定款 5-2	撤回 W
16-44	クラブの構成に関する規定を改正する件	新たな職業分類として主婦・主夫を明記する	R 定款 5-2	無期延期 Postponed Consideration Indefinitely
16-45	「準会員」の新しい会員の種類を設ける件	年齢35歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支払うものとする。	R 定款 5-2 R 細則 4.010、 R 細則 4.060. 標準 7-2,7-3	否決 182 : 330
16-46	会員の職業分類に関する規定を改正する件	会員と近い関係にある親戚と家族（配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘）の入会を 5 名またはクラブの正会員の 10% 以下（51 名以上のクラブの場合）とする	R 定款 5-2 標準 8-2	撤回 W
16-47	名誉会員の規定を改正する件	名誉会員の資格条件に関する規定から、その人がロータリーの目的を末永く支援したという資格条件を削除	R 細則 4-050 標準 7-7	採択 A 417 : 89
16-48	会員身分の一時保留に関する規定を改正する件	本制定案は、起草時の誤りを訂正する第 10 節の 4 つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブの最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、というもの	標準 12-10	採択 A 442 : 44
16-49	会員身分の一時保留に関する規定を改正する件	一時保留の期限を限定し、「理事会の決定する妥当な期間(ただし 45 日間以内)と追加条件に従い」とする	標準 12-10	採択 AA 440 : 66
16-50	会員身分の一時保留に関する規定を改正する件	一時保留の措置が下された場合、その会員は、第 12 条第 6 節に定められる手続と同じ方法で提訴できる	標準 12-10	採択 AA 410 : 96
16-51	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件	国際ロータリー細則第 4.030. 節と標準ロータリークラブ定款第 7 条第 4 節を統合し、移籍ロータリアンと元ロータリアンの規定に統一性をもたす。修正で、金銭的債務を削除。	R 細則 4.303. 標準 7	採択 AA 452 : 53

16-52	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 (淡路三原 RC 2860 地区)	元のクラブの会員であったことの証明や元のクラブに対して未納金は一切ないことの証明については、移籍ロータリアンならびに元ロータリアン自身による証明（宣明を含む）で足りると考えられるし、元のクラブからの推薦状も、可能な場合には提出が奨励されるということにとどめる。	R 細則 4.303. 標準 7-4	撤回 W
16-53	資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件	ダイナミックで革新的なクラブの状態を保つためのバランスの取れた会員構成をもつために、絶えず活性化に努めることを明記する	R 定款 5-2	否決 R 318 : 164
IV. RI 会長と選挙 A. RI 会長				
16-54	会長の任務を改正する件	会長の役割をさらに明確に定義することにより、会長とは主に意欲を引き出すリーダー、RI理事会の議長、ロータリーの主要スポークスマンであることを強調する	R 細則 6.140.	採択 AA 488 : 13
16-55	会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件	会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者の追加を求めるもの。	R 細則 5.050	採択 A 469 : 36
16-56	RI 会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件	会長指名委員会の選出および会長候補者の特定を各年度の 3月末までに完了し、会長選出の時期を早めるもの	R 細則 11.030. 11.040. 11.050. 11.070. 11.100	撤回 W
16-57	会長指名委員会委員の資格要件を改正する件 (RI 理事会)	2013年規定審議会により加えられた、RI会長指名委員会委員の資格要件に対する制限を取り除くもの	細則 11.202.	採択 A 388 : 120
B. 理事				
16-58	RI 理事の任期を 3 年に延長する件	RI 理事の任期を 3 年に延長する	R 細則 6.020. 6.060. 6.090. 12.010.	否決 R 115 : 393
16-59	理事の資格要件を改正する件	RI理事候補者が推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回の研究会と 1回の国際大会に出席していなければならないという条件を削除する	R 細則 6.050.	否決 R 65 : 446
16-60	理事の資格要件を改正する件	理事候補者がガバナーを務めてから推薦されるまでの期間を 3年から 1年に減らす。	R 細則 6.050.	否決 R 102 : 408
16-61	理事ノミニーの選出手続を改正する件 (RI 理事会)	指名委員会の 60パーセントの票を獲得した理事ノミニー候補者がいなかった場合、理事ノミニーは郵便投票で選ばれるものとする。	R 細則 12.020.	採択 A 413 : 91
16-62	指名委員会手続による理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件	理事ノミニーが、ゾーン内の特定のセクションから選出される場合、指名委員会は、そのセクション内の地区によってのみ構成される。	R 細則 12.020.	採択 A 415 : 89

16-63	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	ガバナー在任中は理事指名委員選挙に出ることを認めない。	R 細則 12.020.	採択 A 465 : 36
16-64	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	理事指名委員会の委員となることを希望するロータリアンは、委員を務める前の4年間にロータリー研究会3回出席することを条件	R 細則 12.020.	撤回 W
16-65	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	理事指名委員となるロータリアンの条件変更。就任 5 年前に 3 回のロータリー研究会の出席のみとする	R[細則 12.020.	否決 R 191 : 319
16-66	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	理事指名委員となるロータリアンの条件変更。 就任 5 年前に 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会の出席とし、同時に、地区大会での上記の出席免除規定を廃止。	R 細則 12.020.	否決 R 110 : 393
16-67	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	理事指名委員となるロータリアンの条件変更。 就任 3 年前に 1 回のロータリー研究会の出席のみとする	R 細則 12.020.	撤回 W
16-68	理事ノミニーの選出手続きを改正する件	指名委員会の少なくとも 60 パーセントに相当する票数を獲得条件を削除。3 名以上の場合は、単一移譲式投票とする。	R 細則 12.020.	否決 R 109 : 394
C.ガバナー				
16-69	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件	1つまたは複数のロータリークラブで通算 9 年以上会員であることに変更	R 細則 15.080.	否決 R 157 : 349
16-70	郵便投票でガバナーノミニーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改定する件	会員数が最低 10名の各クラブは、少なくとも 1票を投じる権利を有し、会員数が 10名に満たないクラブは投票権を有しない。	R 細則 13.040.	撤回 W
16-71	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	対抗候補者の条件を変更し、少なくとも 10 クラブ、全クラブの 20%のいずれか多い方の数の支持を必要とする。	R 細則 13.020.	採択 A 390 : 121
16-72	特別選挙に関する規定を改正する件 (木更津東 RC 2790 地区)	特別選挙の特例を定める。 (いずれのクラブからもガバナーの推薦がない場合、クラブからの推薦を要請しないで、直ちに指名委員会の手続きに入れる)	R 細則 13.070.	採択 A 329 : 174
16-73	副ガバナー職を廃止する件	並列した 2 つの中央権限ができることを防ぐため、副ガバナー制度の廃止	R 細則 6.120.	否決 R 246 : 265
16-74	副ガバナー選出に関する規定を改正する件	副ガバナー選出の時期を明確化する 選出の翌年度に任期を務める、を追加	R 細則 6.120.	採択 AA 358 : 156
16-75	副ガバナー選出に関する規定を改正する件	ガバナーノミニーが 1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。	R 細則 6.120.	撤回 W
16-76	副ガバナー選出に関する規定を改正する件	ガバナーエレクトが提案した 1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出する	R 細則 6.120.	採択 A 304 : 201
16-77	副ガバナー選出に関する規定を改正する件	指名委員会が指名できなかった場合は、ガバナーエレクトが 1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出する (May に修正)	R 細則 6.120.	採択 AA 348 : 169

D.その他				
16-78	地区大会または地区決議会での投票手続きを改正する件	地区決議会または地区大会において、会長と第1選挙人、会長エレクトを第2選挙人、さらに必要であればクラブ幹事を第3選挙人とする	R 細則 15.050.	否決 R 105 : 408
16-79	審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件	地区における規定審議会代表議員、理事指名委員会委員の選出規定を一本化する 2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移議式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられるものとする。	R 細則 8.060. R 細則 12.020.	採択 A 306 : 206
16-80	審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件	規定審議会代表議員ならびに理事指名委員会委員の選出規定を、これと一本化する。ガバナーノミニ候補者の推薦方法と同じ方法に統一する。	R 細則 8.060. 12.020.	否決 R 218 : 295
VII. 国際ロータリー				
16-81	法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限をRI理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件 (RI理事会)	選挙論争に関して RI細則に規定されている改善措置を講じる前に、クラブまたはロータリアンが RIやロータリー財団を相手に訴訟を起こした場合、RI理事会が措置を取れるようにする	R 細則 3.030. 10.070.	採択 A 463 : 52
16-82	従来型クラブと E クラブの区別をなくす件 (釧路 RC 2500 地区)	通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、あるいは E クラブ例会を時によっては、オンラインだけではなく、実際に顔を合わす例会を開催することもできる	R 細則 1、2.010. 標準 2, 3, 6, 9	採択 A 355 : 145
16-83	新クラブの創立会員の最低人数を規定する件 (2840 地区 群馬)	新クラブの創立会員を最低 20 名とする。	R 細則 2.010.	採択 カード式
16-84	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	理事会は小さすぎる、または大きすぎる地区におけるクラブ再編できる。 (100クラブ以上の地区、1100名以下の地区)	R 細則 15.010.	採択 A 444 : 56
16-85	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	クラブ数が 30 未満かつロータリアン数 1100 名未満の地区の境界を廃止また経変できる、	R 細則 15.010.	撤回 W
16-86	地区とその境界をいつ創設するかを規定する件	地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2年間効力をもたない。	R 細則 15.010.	採択 カード式
16-87	地区番号に地理的呼称を付記することを認める件 (釧路 RC 2500 地区)	地区大会あるいは地区決議会において地区内クラブの過半数の承認を得れば、その地区番号に地理的呼称(国名、州名、県名、地域名など)を付記してもよい。 修正：地域呼称は理事会の承認が前提	R 細則 15.010.	採択—AA 272 : 236 再審査否決 R カード式
16-88	地区の年次財務表の規定を改正する件	地区財務の適切な管理を行い、疑問が生じた場合に備え、地区大会で実際に年次財務表の採択を行う	R 細則 15.060.	採択 337 : 136

16-89	地区資金を不適切に管理した人を制裁する件	地区資金の不適切な管理または第15.060.4.項への違反を含め、財務上の義務を果たさなかったいかなる人も財務上の不正が地区内で解決されるまで、 一切の役職 <u>RIと地区の役職</u> に就くことが禁じられる	R 細則 15.060.	採択 AA 439 : 58
16-90	会員増強に関する RI 件委員会を設立する件 (RI 理事会)	理事会は、少なくとも 8名の委員から成り、各委員が少なくとも 3年の任期を務める会員増強委員会を任命するものとする。1年ごとにずらして任命され、委員を再任できる。	R 細則 16.040 16.100	採択 A 368 : 147
16-91	監査委員会の責務を改正する件 (RI 理事会)	RI 細則により定められた監査委員会の委員構成を改正するもの	R 細則 12.020 R 細則 13.020	採択 A 459 : 44
16-92	監査委員会の責務を改正し、運営審査委員会を廃止する件	監査委員会と運営審査委員会を統合しようとするもの	R 細則 16.040. 16.110. 16.120.	撤回 W
16-93	戦略計画委員会の責務を改正する件 (RI 理事会)	戦略計画委員会の構成を変更するもの 8名の委員から成る RI とロータリー財団の合同委員会。	R 細則 16.100.	採択 AA 483 : 27
16-94	戦略計画委員会の責務を改正する件	戦略計画委員会の構成を変更し、本委員会の委員の資格条件を定め、ロータリー財団において戦略計画を担当する委員会と本委員会との協力・協同を促す。	R 細則 16.100.	撤回 W
16-95	戦略計画委員会の責務を改正する件	戦略計画委員会の構成を変更し、2名の管理委員を委員に加えようとするもの	R 細則 16.100.	撤回 W
16-96	ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件 (RI 理事会)	同じ住所に住む 2人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購読できるようにするもの。	R 細則 20.030.	採択 AA 475 : 27
16-97	ロータリー雑誌の購読義務を改正する件	雑誌購読を会員の自由意志として選択できる。	R 細則 20.020. 20.030. 標準 14	否決 R 209 : 303
16-98	温室効果ガス排出量の削減を支援する件	世界的な温暖化による人道危機を軽減するため、温室効果ガス排出量の削減を支援する	R 細則 25 標準 13-1	無期延期 Postponed Consideration Indefinitely

VIII. RI 財政と人頭分担金

16-99	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2017-18年度から 2019-20年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する RI副会長より修正案：投資収益の悪化により 毎年4ドルずつの増額。 17-18年度 60ドル、18-19年度 64ドル 19-20年度 68ドルへ大幅増額が決定	R 細則 17.030.	採択 AA 317 : 197
16-100	人頭分担金を増額する件	2016-17年度以降には半年ごとに米貨 30ドル	R 細則 17.030.	否決 R 60 : 441

16-101	人頭分担金の金額を消費医者物価により調整する件	2018-19年度から、シカゴの都市圏における生活費指数に合わせ、必要に応じて人頭分担金を増額する裁量権を、理事会に与えるもの。	R 細則 17.030.	撤回 W
16-102	夫婦が同じクラブの会員である場合に 1 名分の人頭分担金を免除する件	法的に婚姻関係にある 2人が同じクラブの会員である場合、クラブは、1名分の人頭分担金のみを支払うもの	R 細則 17.030.	否決 R 91 : 412
16-103	追加会費の規定を改正する件	広報専用の資金を設立するため、各クラブは会員 1名につき半年ごとに 1米ドルまたはその相当額を半期人頭分担金とともに支払うもの	R 細則 17.030.	否決 R 56 : 453
16-104	クラブが最低 10 名分の人頭分担金を支払うことを規定する件 (RI 理事会)	各クラブが最低 10名分の人頭分担金を支払うよう規定するもの	R 細則 17.030.	否決 R 233 : 276
13-105	クラブからの報告および人頭分担金の支払い期限を RI 理事会が定めることを規定する件	半期報告書の代わりにクラブ報告書を基に人頭分担金を支払う新しい制度を反映し、「半期報告書支払期日」を「クラブ請求書の期日」に差し替えるもの。また、クラブが RI理事会と協力し、クラブによる人頭分担金の支払日と会員情報の報告期日を改正することを可能とするもの。	R 定款 11 R 細則 3.030. 8.070. 8.140. 11.030. 11.070. 11.100. 12.020. 13.040. 15.050. 17.020.~17.040. 標準 14	採択 AA 350 : 149
IX. 立法手続き				
16-106	立法案の公表に関する要件を改正する件 (RI 理事会)	立法案の公表と回付を簡素化し、電子的手段で公表および回付することで、郵送による遅れの可能性もなくなる	R 細則 7.050.	採択 A 488 : 23
16-107	規定審議会における第二副議長を設ける件 (RI 理事会)	規定審議会に議長のほか、第一副議長と第二副議長を設ける	R 細則 8.	撤回 W[
16-108	立法案の審議手続きを改正する件	類似案件を纏めて、重要案件に審議を集中させる。	R 細則 8.120.	無期延期 Postponed Consideration Indefinitely
16-109	規定審議会の議事録を公開する件 (2840 地区 群馬)	英語で書かれた審議会議事録を、要請に応じて代表議員に提供する	R 細則 13.020	否決 R 137 : 370
16-110	規定審議会を 4 年に 1 度とする件	規定審議会を 4 年に 1 度とする	R 定款 10	否決 R 158 : 342
16-111	規定審議会を 8 月、9 月、10 月のいずれかに開催し、立法案提出の時期を改正する件 (洲本 RC 2680 地区)	採択制定案が英語圏以外の国や地域において、RIが定めた公式言語に翻訳されるまでにおおよそ9カ月を要するため、規定審議会を8月、9月、10月のいずれかに開催し、立法案提出の時期を改正する	R 定款 10 R 細則 7.035 7.50.	否決 R 227 : 278

16-112	立法案を制定案に制限する件	3年に 1度のみの規定審議会に決議案を提案する代わりに、年間を通じて RI 理事会に直接請願書を提出し、具体的な問題を提起するほうがより効率的かつ効的。	R 定款 10 R 細則 7.	撤回 W
16-113	決議審議会について規定する件	決議案について、決議審議会を毎年オンラインで開催すれば、決議案により迅速に対応できると同時に、審議会代表議員による検討と支持を得られる。	R 定款 10 R 細則 5.7.8.9.15	採択 A 443 : 67
16-114	代表議員が 3 年の任期を務めることを規定する件 (RI 理事会)	規定審議会の開かれる 2年前の年度に審議会代表議員を選出すると規定している一方で、代表議員の任期には触れていない。任期を追記することで、各代表議員が 3年任期を務めることが明確に規定される。	R 細則 5.030. R 細則 8.	採択 A 479 : 23
16-115	いかなるロータリアンも代表議員として 2 回を超えて規定審議会に出席してはならない件	いかなるロータリアンも投票権のある議員として 2回を超えて規定審議会に出席できないことを規定する。(従来は3回まで可能)	R 細則 8. 010.	無期延期 Postponed Consideration Indefinitely
16-116	規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件	現行の形式による審議会では、有意義な討議を行うには規模が大きすぎるため、各地区がこれまで通りに代表議員を選出するが、その任期を 6年とし、2 地区ペアで交代で代表議員を審議会に派遣する。(代表議員は半分となる)	R 細則 8	否決 R 174 : 341
16-117	規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件	1ゾーンにつき 9名の代表議員へ変更することで、地区規模の格差を最小限に抑えられる。ゾーンにはほぼ同じ数の会員が含まれるよう設計されており、より均等に会員を代表できる。	R 細則 5.030. R 細則 8	否決 R 163 : 346

正規の立法案 : 決議案

番号	案件	提案趣旨	結果
I. プログラム			
16-118	ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件	RI 理事会	採択 カード式 全会一致
16-119	5 月を「女性を称える月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件	世界中の女性のニーズに取り組むプログラム、プロジェクト、活動に焦点を当てる絶好の機会	撤回 W

16-120	5月を「公共イメージと認知向上月間」とすることを検討するようRI 理事会に要請する件		否決 R 181 : 327
16-121	環境保全啓発デーの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 186 : 316
16-122	RI の公式プログラムに「わたらの天体、地球の保全 (Preserve Planet Earth)」を含めることを検討するようRI 理事会に要請する件		否決 R 166 : 335
16-123	環境問題への意識啓発を検討するよう RI 理事会に要請する件		撤回 W
16-124	水質改善と衛生の分野におけるプログラムの開発を検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-125	女性に対する暴力撲滅をRI 戦略計画の目標と目的に含むことを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-126	性器切除の防止を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件		採択 A 377 : 128
16-127	今後の『手続要覧』において薬物およびアルコール濫用防止に関する文言を復活させることを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-128	「マラリアと闘うロータリアン (Rotarians Against Malaria)」をロータリーによる次の世界的プログラムとすることを検討するようRI 理事会に要請する件		否決 R 163 : 333
16-129	ローテックス (Rotex) クラブを認知することを検討するようRI 理事会に要請する件		否決 R 229 : 268
16-130	ローテックス (Rotex) クラブを認知することを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-131	ロータリーキッズをRI 常設プログラムとして正式に承認することを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-132	インターアクト会員の年齢制限の改定を検討するようRI 理事会に要請する件	高校最後の学年 に在籍する学生は、既に18歳に達していたとしてもインターアクト会員の資格が継続し、クラブや地区レベルで役員の地位に就くことができる	採択 A 428 : 65
16-133	ローターアクト会員の年齢の上限を25 歳に引き下げることを検討するようRI 理事会に要請する件	ローターアクトクラブに留まる若者の年齢の上限を引き下げ、より早くロータリークラブに入会できるようにする	否決 R 113 : 386
16-134	ローターアクト会員の年齢の上限を35 歳に引き上げることを検討するようRI 理事会に要請する件 (福島中央RC 2530地区 2650地区 その他フィンランド、フランスなど)	年齢制限を 35歳に引き上げることに より、ロータリーへの移行をスムーズにする可能性が高まるだけでなく、ローターアクトに参加する若い職業人の数も増加する。	否決 R 113 : 288

16-135	ローターアクトE クラブの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件	提案者 RIBI	撤回 W
16-136	ロータリーカードの普及推進を検討するよう RI 理事会に要請する件 (茅ヶ崎湘南 RC 2780 地区)	ロータリーカードの広範な普及を図り、その利用を拡大し、ロータリー財団への寄付の増進する	採択 A 335 : 170
16-137	21 世紀ロータリー地区ミュージアムの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 179 : 327
16-138	「家庭」というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう、RI 理事会に要請する件 (東知多 RC 2760 地区)	介護や出産子育てなど家庭の維持を支援する活動の重要性を認識し、クラブ活動に取り入れる	採択 A 253 : 252
II. ロータリー財団			
16-139	ロータリー財団の創立 100 周年を認知する件 (RI 理事会)	新会員や寄付者をもたらし、ロータリー財団のプログラムへの参加を促すきっかけとする	採択 A 481 : 27
16-140	新たな種類の補助金の創設を検討するよう管理委員会に要請する件	小さい地域社会の小規模クラブによるプロジェクトの発展を助長	否決 R 165 : 336
16-141	術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件	恵まれない人々のための術前／術後治療室用機器の購入資金に利用できるようにする	採択 A 329 : 175
16-142	地区補助金小委員会委員長がオンラインの補助金申請を監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件		採択 A 385 : 113
16-143	地球を新たな重点分野にすることを検討するよう管理委員会に要請する件	環境および地球保全を、第一の重点分野である平和と紛争解決の一環として採用する	撤回 W
16-144	重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件 (岐阜 RC 2630 地区、2800 地区 山形)	長年ロータリーの重要なプログラムであった教育分野の再生が有為な人材を育てる	採択 A 267 : 223
16-145	青少年の保護とエンパワメントを第7の重点分野として加えることを検討するよう管理委員会に要請する件	グローバル補助金を通じて青少年奉仕活動をより簡単かつ大規模に資金面で支援。	否決 R 118 : 355
16-146	ロータリアンの孫が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件		撤回 W
III. クラブと地区の管理運営			
16-147	インドでの試験的ガバナー選出を終了することを検討するよう RI 理事会に要請する件		撤回 W
16-148	ロータリー章典におけるガバナー補佐の選出基準の改訂を検討するよう RI 理事会に要請する件	少なくとも <u>5年間</u> 、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。	撤回 W

		<u>クラブの会長の期間が終了してから 3 年間、少なくとも 2 回の地区大会、および 2 回の地区協議会に出席していること。</u> <u>ガバナーエレクトは、8 クラブ以下 4 クラブ以上を担当するガバナー補佐を任命する。</u>	
16-149	地区幹事の役割と責務を認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (茅ヶ崎 RC 2780 地区)	地区幹事の役割と責務を地区リーダーシップ・プランの中に明記して、地区内ロータリアンに周知することにより、地区リーダーシップ・プランのより効果的な実施を促進することができる。	採択 A 357 : 121
16-150	郵便投票の定足数を定義することを検討するよう RI 理事会に要請する件	推奨ロータ1 リークラブ細則において、RI またはガバナーによって実施される郵便投票における「定足数」の明確な定義がされていない	撤回 W
16-151	自治権を有することの趣旨を正しく理解するようクラブに対して注意を喚起することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (宝塚中 RC 2680 地区)	それぞれのクラブが生き生きとした自主的な活動をするにより、ロータリーに活力をもたらす	採択 A 274 : 208
16-152	ロータリーのイメージに関するあらゆる側面をクラブ広報委員会の責務内容に含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件	・ 席次 ・ 内部コミュニケーション ・ 対外関係 ・ メディア関係	撤回 W
16-153	「club productivity officer」(クラブ生産性向上役員)の役職を提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 36 : 424
16-154	クラブの業務を行う際は、現地語の使用を奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R カート式
16-155	議長の宣言により例会を開会・閉会するというシンプルな方法の採用をロータリアンに促すことを検討するよう RI 理事会に要請する件	RI 定款および RI 細則は、例会の開会・閉会の手順を定めていない。このため、ほとんどのクラブでは点鐘が例会の開会と閉会の合図となっている。最近ではさまざまな場所で例会が開催されるため、ベルの持ち運びや保管がクラブにとって不便となっている。	撤回 W
16-156	地区大会への会長代理の出席を希望するかどうかを、地区が決定するのを認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件	会長のメッセージは最近ではインターネット、RI と地区のウェブサイト、フェイスブックなどで閲覧できる	否決 R 205 : 248
16-157	すべての地区大会に RI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件		採択 A カード式

16-158	地区大会でビデオプレゼンテーションの活用を検討するようRI 理事会に要請する件	ビデオ作製は会長代理の滞在中にかか る費用と比較し、格段に安くつく。そ うすることで、労力や経費を大幅に節 減できる。	撤回 W
16-159	クラブ例会における電子機器や音楽機器の使用を奨 励することを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
IV. 国際ロータリー			
16-160	組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次 回の規定審議会に提出することを検討するようRI 理 事会に要請する件	a) RI理事およびロータリー財団管理委 員の任期、b) RI会長と事務総長の執 行・運営的機能、c) RI会長に報酬が支 払われるべきか否か、d) RI理事および ロータリー財団管理委員の資格要件の 見直し	採択 A カード式
16-161	ゾーンコーディネーター指名委員会の設立を検討す るようRI 理事会に要請する件	地域コーディネーターの指名およびほ かの役職の選出は、現在これらの役職 に就いている人により行われる。	否決 R カード式
16-162	第 20 ゾーンの境界の改正を検討するよう RI 理事会に 要請する件		撤回 W
16-163	E クラブのための E 地区設立を検討するよう RI 理事 会に要請する件	ロータリーEクラブは世界中で大いに 成果を挙げており、現在のクラブ数は 190を超え、さらに世界各国で増え続け ている。	否決 R カード式
16-164	RI の自立を可能にするメカニズムの確立を検討する ようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-165	国際ロータリーの経費を他の団体の経費と比較する こと検討するようRI理事会に要請する件	RI およびロータリー財団の諸経費は削 減することが望ましい。	否決 R カード式
16-166	マイクロファイナンス（小口融資）と地域社会開発機 関への投資を検討するようRI 理事会と管理委員会に 要請する件		撤回 W
16-167	クラブの加盟復帰料と課徴金を減額することを検討 するようRI 理事会に要請する件	加盟復帰料と課徴金が高額であるため に、復帰が妨げられている場合がある。	否決 R カード式
16-168	ヒンディー語をRI の公式言語として承認することを 検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-169	「Rotary」の自国語での表記を認めることを検討する ようRI 理事会に要請する件（千葉RC 2790地区）	承認された RI言語において、新ロータ リーロゴの自国語での表記を認めるこ とを検討する	否決 R カード式
16-170	旧来のロータリーマークの使用を認めることを検討 するようRI 理事会に要請する件（千葉RC 2790地区）	旧来の徽章を「Rotary」の文字ととも にロータリーロゴに使用することを認 めること	撤回 W

16-171	近代化、信念、公共イメージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するようRI 理事会に要請する件		撤回 W
16-172	無料の代替素材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するようRI 理事会に要請する件		採択 A カード式
16-173	ガバナーノミニ研修セミナーの研修登録費を援助することを検討するようRI 理事会に要請する件		否決 R カード式
16-174	ロータリー・リーダーシップ研究会を国際ロータリーの研修プログラムとすることを検討するようRI 理事会に要請する件	ロータリー・リーダーシップ研究会のプログラムを、認定された RI の研修プログラムとして正式なものとし、承認する	撤回 W
16-175	プロバス会員による国際大会への参加の承認を検討するようRI 理事会に要請する件	現在、プロバス会員には国際大会への出席が呼びかけられていない。	撤回 W
16-176	インナーホイル会員による国際大会への出席の承認を検討するようRI理事会に要請する件		撤回 W
16-177	規定審議会の採決を電子投票（郵便投票）にすることを検討するよう、RI理事会に要請する件 (新潟 RC 2560 地区)	航空券、ホテル、食事、会場レンタル、交通、設備として推定 260 万米ドルの経費が削減される。	否決 R カード式
16-178	規定審議会をより効率的に、より低額の費用で、よりテクノロジーを駆使した方法で実施することを検討するようRI 理事会に要請する件	多数の代表者が顔を合わせる会合を開催するには多額の経費がかかる。	撤回 W
V. 会員			
16-179	新しい会員の種類（サポート会員）を定めるための調査を開始することを検討するようRI 理事会に要請する	サポート会員はロータリーへの人頭分担当金が減額され、出席義務も免除される。	否決 R
16-180	「ロータリーの支援者 (Friends of Rotary)」の承認を検討するようRI 理事会に要請する件	ロータリークラブと関わりのある人や機関、もしくは入会資格を有さないながらもロータリークラブと継続的な関係を保って奉仕プロジェクトに貢献している人や機関を表彰する	否決 R カード式
16-181	新しいロータリアンに対し、新会員研修に参加することを促すようRI 理事会に要請する件	クラブにおける新会員の研修が顕著に弱体化してきている。クラブにおける新会員の研修が顕著に弱体化してきている	否決 R カード式

REPORT

女性会員増強の一私案

高崎東RC 豊泉 清

韓国や台湾では、女性ロータリアンが30%近くも占めており、女性会員だけで構成するクラブも多数存在するが、日本の女性ロータリアンは僅かに5%前後であり、女性会員だけのクラブもまだ存在しない。女性の社会進出や活躍の面で、韓国や台湾と日本との間には数字の上で各段の差がある。このような大きな相違が生じた原因は何だろうか。何らかの理論的根拠があるはずである。

聞くとところによれば、某クラブでは「女性が入会して来るなら、俺は退会するぞ」と豪語する老齢の男性会員もおり、女性会員の入会を絶対に話題にしないクラブもあるそうです。また女性会員のいない某クラブでアンケート調査をしたところ、80%以上の会員が「家庭で配偶者とロータリーの話をしたことがない」と答えたそうである。

私事で恐縮だが、私ども夫婦は揃ってロータリアンという、地区内でも極めて少数派の存在であり、夫婦揃って韓国や台湾を訪れ、異国のロータリアンと歓談した経験がある。そこで「女性会員増強は善なり」という大前提に基づいて、女性会員を増やすための戦略や戦術を論じてみたい。

◆台湾の某クラブでは、毎月最後の週に「夫婦の日」と銘打った夜間例会を催している。夫人同伴の例会日に旅程を合わせて訪問してみた。余興やアトラクションも無く、ただ夫人同伴の会員が食事をしながら延々と2時間近くもお喋りを楽しむだけの例会である。日本からの来訪者も夫婦連れだったので、大いに歓迎され、すぐお喋りの輪に溶け込めた。台湾は名だたる料理天国である。夜間例会の中華料理や酒も私ども日本人にとって大いに魅力的だった。当地区にも会員配偶者が出席する例会を催しているクラブがいくつもある。そのような例会を催すクラブが更に増え、回数も更に増えるのが望ましいと個人的に感じている。

◆韓国の大田(テジョン)という町で開催されたロータリー地区大会に夫婦で参加したことがある。2,000人以上も収容できるホールで、来賓の祝辞やクラブの紹介や講演など、次々にプログラムが進行していく過程には、日本の地区大会と大した相違は見られない。

建物の外の広場には40張余りのテントが並んでおり、クラブ名を書いた看板が立ててある。地区内各クラブの会員夫人が調理器具や食材を持ち寄って料理を作っている。休憩時間にちょっと覗き込んで「日本から来た」と話しかけたら、「ここへ座れ」と言われ、「あれも食べろ、これも食べろ」と次々に手造りの家庭料理を勧めてくれた。昼食時は参加者全員が各テントで食事をするそうである。観光客向けのレストランでは味わえない韓国の家庭料理を、韓国語の解説を聴きながら賞味する機会に恵まれた。日本の地区大会でもこんな場面が実現できれば・・・と羨ましく感じた。ホールの中の狭い椅子席で箱入りの弁当を食べ、ペットボトルのお茶を飲むだけの素っ気ない日本の地区大会の昼食風景とは大違いである。

台湾のロータリーを見習って、日本でも夫婦例会や夫人同伴例会と銘打った夜間例会を催したら如何なものだろうか？最初のうちは不慣れで心理的抵抗もあるだろうから、実験的に一年度の前期と後期の二回だけでもよい。次第になれてきたら春夏秋冬の年四回、隔月の年六回、最後に毎月一回と増やしていくのもよい。

一見遠回りのようだが、配偶者にロータリーを理解してもらうのが女性会員増強の第一歩だと思われる。要するに女性も男性並に、或いは男性に劣らずに社会活動ができる、つまり社会人には男女の性差がないという、男性会員の意識改革が女性会員増強の出発点であると、私は個人的に認識している。

INTERCITY MEETING

第一分区 IM 報告



IM 実行委員長 野村 品司 (前橋西 RC)

第一分区 IM が、去る2月20日(土)前橋商工会議所に於いて、生方ガバナー、田中ガバナーノミニー、小野地区幹事の方々を地区より来賓にお招きし盛大に開催されました。

「グレート・リセット」(いま 地域を創造社会に)と題して、我々が活動している地域社会に、より関心を深めることをテーマとしました。モノ作りを主軸の社会から、創造社会を形成するクリエイティブ産業とサービス産業が主役になると言われています。具体的には、テクノロジー・芸術(アート)、デザイン、メディア、マネジメント、医療、福祉、教育などです。地域社会が内と外に想像力のある人を受け入れる条件作りが不可欠と考え、これを IM のプログラムとし、産学金官の各分野に於けるトップリーダーをパネリストにお迎えして、各業界の現状や今後の取り組みについてシンポジウムに於いてお話し頂きました。

その後開催した懇親会では、立食形式のパーティーが幸いしたのか十分な意見交換と親睦が図られたと思います。充実したひと時を分区の会員の皆様と過ごすことが出来たのではないかと考えております。

シンポジウム参加者(産学金官の代表者)

前橋商工会議所副会頭		高井 研一 様
群馬大学理事・副学長		和泉 孝志 様
日本銀行前橋支店長		神山 一成 様
前橋市長		山本 龍 様



A.GOVERNORS & CHAIRMANS

第2回 ガバナー補佐・委員長合同会議



豊川ガバナー年度 地区副幹事 古市 和男（藤岡南 RC）

国際ロータリー第 2840 地区 2016-2017 年度（豊川年度）

表題の豊川ガバナーエレクト年度、第2回ガバナー補佐・委員長合同会議が4月17日(日)に、前橋問屋センター会館にて、12時から15時まで開催されました。会議出席者は41名で、下記の内容で行われました。

・ガバナーエレクト挨拶	ガバナーエレクト	豊川 一男
・地区研修リーダー挨拶	地区研修リーダー	本田 博己
・PETS・SETS アンケート集計結果	ガバナーエレクト	豊川 一男
・地区研修・協議会について	ガバナーエレクト	豊川 一男
・地区会員増強セミナーについて	会員組織強化委員長	安藤 震太郎
・地区研修・協議会 分科会の打合せ	各ガバナー・各委員会委員長・担当副幹事	

まず、豊川一男ガバナーエレクトより PETS・SETS 成功の御礼の挨拶および地区研修・協議会に向けての意気込みを感じられる挨拶を頂きました。そして、本田博己地区研修委員長より同協議会の準備に向けての説明を頂きました。続いて PETS・SETS のアンケート集計結果を豊川ガバナーエレクトがグラフを使用してわかりやすく解説して下さいました。会長エレクト・次年度幹事の皆様が“理解できたこと・できなかったこと”等の内容が明確になり、次の地区研修・協議会の各分科会での内容を検討する上でとても参考になる情報を提供して頂きました。そして、地区研修・協議会当日のプログラムを再確認して皆さまと意思確認を致しました。

続いて、安藤震太郎会員組織強化委員長より資料に基づいて、会員増強セミナーについてまた会員増強をどのようにしていくか説明をして頂きました。

休憩を挟んで、地区研修・協議会の分科会ごとにグループに分かれて、テーマと目的の確認を行い、グループ毎にプログラムを決定しました。本日の会議の一番の目的である、地区研修・協議会の分科会の打合せをグループに分かれて協議することで、いろいろな意見が出て実りある会議となりました。



35th ANNIVERSARY

創立 35 周年記念例会・祝賀会

館林西ロータリークラブ
創立 35 周年記念例会・祝賀会



館林西ロータリークラブ

新緑の薫る 4 月 23 日(土)に、館林市レストランジョイハウスにて、金子正一邑楽町長、生方彰ガバナーをはじめとし、ご来賓の方々、ご来訪クラブの皆様にも私どもクラブを含めて、総勢 105 名となる大勢の皆様方にお越しいただき、館林西ロータリークラブの創立 35 周年記念例会・祝賀会が、開催された。友好クラブの見附ロータリークラブの皆様も新潟より遠路ご参加いただいた。

熊本大分地方の震災が続く最中で、冒頭、中谷会長から被災された方々へお悔やみの気持ちを申し上げるとともに、生方ガバナー並びに豊川ガバナーエレクトよりご祝辞を頂戴する前に、第 2840 地区の義援活動についてのお話を表明いただいた。

未来の夢計画の中で、野外温度計を邑楽町の役場庁舎前の広場に、クラブ全員で汗まみれになって組み付け建立して、今回の創立 35 周年記念事業として町へ寄贈した。

金子町長から、こうした地域に密着したロータリー活動に対して、邑楽町民を代表して感謝状並びに感謝の言葉を頂戴した。またこれまでの社会奉仕活動に対して、社会福祉協議会及びボーイスカウト連盟からも感謝状を頂いた。

高木パストガバナー並びに竹内直前ガバナーのご祝辞を戴いてスタートした祝賀会では、地元のプロジャズバンド“オングリーンフィールド”の軽快な演奏が流れる中で、皆様との親睦をさらに大いに深めることが出来たことと確信する。



35th ANNIVERSARY

創立 35 周年記念例会・祝賀会

館林西ロータリークラブ
創立 35 周年記念例会・祝賀



館林西ロータリークラブ



INTERCITY MEETING

第三分区 IM 報告



IM 実行委員長 六角 敏三 (高崎南) 2016.5.7

このIMはガバナー補佐の計画により、第3分区6クラブで、今年の実験を持ち寄り、情報交換をする、親睦の場です。セレモニーの後、会員によるスピーチとパネルディスカッションを行いました。「会員による5分間のスピーチ」を初めにお願いしました。発表者は高崎RC永塚徹会員、高崎北RC竹中隆会長/ニ、高崎東RC大澤照義会員、高崎ソフォ-RC安藤淳会員、高崎セトリRC池内徹也会員、高崎南RC清水克通会員が「ロータリークラブに入会して」をテーマに話されました。自分から入会した方はおられず、知り合いで断れない人の誘いで入会した人が多いようです。面白いのは「若者と高齢者」：高速道路 爆走するのは若者、逆走するのが高齢者。

パネルディスカッション(司会進行は佐藤修ガバナー補佐)

①クラブ活動計画の達成度 ほとんどの会長が会員増強に力を入れている。

(高崎RC吉井良弘会長)スムーズな例会運営?会長の日、卓話は1回だけでした。70%。

(高崎北RC横田貞一会長)例会出席率を上げる、食事の無駄をなくし、道半ば。60%。

(高崎東RC羽鳥武久会長)女性会員1名増。会長卓話2,3回。職場訪問は台風で中止。60~70%。

(高崎ソフォ-RC手島均会長)会員増強目標39名創立時42名現在42名。財団関係目標達成。80%。

(高崎セトリRC高木賢治会長)創立時38名に。未来の子供たちの為、安全でキレイな水を残すため毎年草刈。明生苑、清涼園への慰問、コーラス部15名の慰問では歌合戦。80%。

(高崎南RC森本純生会長)井戸を20本カンボジアへ。10年前にも井戸を贈った。今回会員から沢山の古着を集め15名皆で持参、現地の地区、郡を挙げて井戸の贈呈式を行って頂いた。北陸新幹線で能登RCと友好クラブ締結。目標会員数70名になり、2名亡くなった。女性8名。

②会長として感じたクラブの長所と短所

(高崎南RC)長所は協力的でムードが良い。来年55周年の伝統がある。短所は出席率。

(高崎セトリRC)長所は年齢が40、50、60、70代のバランスが良い、短所は女性が0で例会夜間のせい?メイクが難しいのは会長エレクトにお願いして。

(高崎ソフォ-RC)長所はオープンで活発、友好クラブは神戸東クラブ、外国ともやりたい。

(高崎東RC)創立時76名、今40名でも、長所は目標の出席率80%クリアー。食事の残りも少ない。短所は新しいことに取り組んでも20年前から変わらない。

(高崎北RC)長所は世代バランスが良い。短所は出席率が65%。新潟にお邪魔しても古町が多い。50周年に向けて、今年60%来年80%再来年100%で本番は頑張ってください。

(高崎RC)長所は会員増、新人が多い、それは短所でもある。115名は重圧でした。若い人39名、平均年齢は56歳。新入会員51名の指導にパンフを作り、ABCから6回やって全参加が20名以上、短所は新しい会員だけがまとまってしまうこと。月見・花見・納涼・クリスマスの4つ親睦行事に60名いるので頑張ってください。

③幹事から会長へ一言では多くの幹事さんが「指名してくれた会長に感謝」と言っていました。

④佐藤修ガバナー補佐 2004年までのIMは5時間必要だった、今は懇親会まで入れてもそんなにないが、他クラブとの情報交換と親睦で楽しく有意義に出来たと思います。

⑤会長として地区への要望は「新会員研修を連続開催して、出席が悪くなった」「急ぎょ行事が入ってくるのが大変で、早めの連絡が欲しい」「新入会員が入ってどうするの、何するのを解って頂けるイベントを」「地区補助金、継続事業をやりたい、同じ事業をやれたら良い」

RID2840 地区 茶の湯倶楽部代表世話人 パストガバナー 森田 均（渋川 RC）

杜甫の漢詩「落花時節又逢君」が連想される好時節の5月7日(土)、28名の参加者を得て、恒例の第31回地区茶の湯研修会が開催されました。

30回、15年の節目を超えて、新たな一歩としての第1回と言っても良い今回の研修会は、舞台を替えて伊香保路・野田宿における開催でした。

当日は、まず料理屋「角藤」において、生方ガバナーによるご挨拶のあと、当職から茶の湯寸話「野田宿・森田家の歴史と茶の湯」と題する講義を行ないました。

約400年前に伊香保街道が作られた折に野田宿の宿割(町割)ができて以来湯治客や遍路などで賑わった歴史そして現在の町興しの活動状況などをご理解頂き、ついで森田家先祖の茶の湯との関わりを、所蔵する先祖作の黒楽茶碗や江戸千家二代家元川上宗雪の茶杓銘「山鳥」を展覧しながら、解説しました。

後半は、森田家に移動し、穀蔵の前で裏千家群馬県支部岸宗美幹事長による呈茶そして江戸時代に作られた京風回遊式庭園を自由に散策頂き、惜春の一時の風情を楽しんで頂きました。

ご参加頂いた方々には、心から感謝申し上げます。

なお茶の湯研修に二の足を踏まれている方には、機会を見て是非ともご参加を。

また生方ガバナー及びガバナー事務所の皆さんには大変お世話になりました。



NEW MEMBERS

新会員紹介



氏 名 伊藤 尚志
ク ラ ブ 前橋
入 会 日 2016.05.24
職 業 分 類 生命保険
勤 務 先 日本生命保険(相)
群馬支社
役 職 支社長
推 薦 者 曾我 隆一



氏 名 川村 英司
ク ラ ブ 太田
入 会 日 2016.05.12
職 業 分 類 生命保険
勤 務 先 日本生命相互会社
太田支社
役 職 支社長
推 薦 者 岡田 和夫



氏 名 狩野 和彦
ク ラ ブ 渋川
入 会 日 2016.05.12
職 業 分 類 建設業
勤 務 先 新創建設(株)
役 職 代表取締役
推 薦 者 齋藤 清海



氏 名 多胡 友弘
ク ラ ブ 高崎セントラル
入 会 日 2016.05.10
職 業 分 類 寝具・贈答品卸
勤 務 先 株式会社多胡
役 職 代表取締役
推 薦 者 浜辺 宣昭



氏 名 中山 賀司
ク ラ ブ 桐生
入 会 日 2016.05.09
職 業 分 類 広告代理
勤 務 先 株)東和広告システム
役 職 代表取締役
推 薦 者 平岩千鶴子



氏 名 横幕 和幸
ク ラ ブ 太田
入 会 日 2016.04.28
職 業 分 類 食品製造
勤 務 先 サッポロビール(株)
群馬工場
役 職 工場長
推 薦 者 石川 重政



氏 名 佐伯 一
ク ラ ブ 前橋
入 会 日 2016.04.26
職 業 分 類 産業廃棄物処理
勤 務 先 上毛資源(株)
役 職 代表取締役
推 薦 者 板垣 忍



氏 名 森実 泰基
ク ラ ブ 高崎南
入 会 日 2016.04.26
職 業 分 類 証券取引業
勤 務 先 SMBC日興証券(株)
高崎支店
役 職 支店長
推 薦 者 森本純生・花井好機



氏 名 龍見 進
ク ラ ブ 藤岡
入 会 日 2016.04.07
職 業 分 類 看板広告
勤 務 先 (株)寿工芸
役 職 代表取締役
推 薦 者 龍見 和彦



氏 名 高草木 直人
ク ラ ブ 藤岡
入 会 日 2016.04.07
職 業 分 類 病院
勤 務 先 医療法人社団 三思会
くすの木病院
役 職 事務長
推 薦 者 村田 茂行



NEW MEMBERS

新会員紹介



氏 名 岡部 淳二
ク ラ ブ 中之条
入 会 日 2016.04.05
職 業 分 類 商業銀行
勤 務 先 群馬銀行中之条支店
役 職 支店長
推 薦 者 塚田 修司



氏 名 岩崎 靖司
ク ラ ブ 桐生
入 会 日 2016.03.07
職 業 分 類 建築業
勤 務 先 有限会社あざみ住建
役 職 専務取締役
推 薦 者 水越 稔幸



氏 名 坂本 長規
ク ラ ブ 桐生
入 会 日 2016.03.07
職 業 分 類 人材派遣業
勤 務 先 株式会社まるさ
役 職 代表取締役社長
推 薦 者 松田 秀夫



氏 名 荻原 久代
ク ラ ブ 中之条
入 会 日 2016.02.02
職 業 分 類 冠婚葬祭
勤 務 先 株式会社富品
役 職 代表取締役社長
推 薦 者 沼田ロータリークラブ
水石清治

OBITUARIES

訃報



氏 名 齋藤 熙
ク ラ ブ 前橋

入 会 日 2003年1月21日

逝 去 日 2016年4月9日

享 年 享年 83 歳

勤 務 先 富士スバル(株)
取締役名誉会長

マルチプル・ポール・ハリス・フェロー6回
第13回米山功労者

齋藤熙会員を偲んで

理事長をなさっていた伊香保国際カンツリークラブでのコンペでは、あの山岳コースをカートに乗らずに歩き通していました。「いい若い者がどうした、このくらいのコースは全て歩かなければだめだ。」と発破をかけられ、「スコアが良ければ気分が良い、スコアが悪ければ体に良い。ゴルフほど素晴らしいスポーツは無い。」とも教えてくださいました。ダンディーでカッコよく歳をとられ、私も先輩のように歳を重ねたいと思っていました。ロータリーで委員会をご一緒する機会はありませんでしたが、私の心の中ではとても大きな存在の先輩で、前に出ると背筋がピシッと伸びていました。

多くのことを有言・無言にご指導を賜りましたことにお礼を申し上げ、心よりご冥福をお祈りいたします。

前橋ロータリークラブ会長 福島 英人



氏 名 浅川 滉郎

ク ラ ブ 藤岡南

入 会 日 2015年1月31日

逝 去 日 2016年4月4日

享 年 享年 68 歳

勤 務 先 群馬事務器(株)
代表取締役

故 浅川滉郎さんを偲んで

2016年4月4日藤岡南ロータリークラブ浅川滉郎さんが御逝去されました。昨年1月31日に入会したばかりなのにあまりに早いお別れに未だに信じることが出来ません。奉仕活動に非常に理解を示され、会社経営の傍ら地域社会の役員も多く歴任され、その負担が多少軽減される今年の4月よりロータリー活動に一層励みたいと常々笑顔で話されていました。その矢先の訃報であり、これからロータリーのために活躍していただけると会員一同思っただけに非常に残念でなりません。心からご冥福をお祈り致します。

藤岡南ロータリークラブ
2014-2015年度会長 仁井田 正弘

OBITUARIES

訃報



氏 名	岸 賢	1991-1992	ロータリー財団委員長
ク ラ ブ	高崎南	1993-1994	雑誌委員長
入 会 日	1980 年 2 月 8 日	2001-2002	職業奉仕委員長
逝 去 日	2016 年 4 月 30 日	2001-2014	会計監事
享 年	享年 80 歳		ポール・ハリス・フェロー
勤 務 先	税理士法人本島事務所 代表社員		

故 岸 賢氏を偲んで

高崎南ロータリークラブ会員 岸 賢氏が平成28年4月30日に80歳で他界されました。5月6日に通夜、7日に岸家・社葬の合同葬で葬儀・告別式が執り行われ、多くのロータリークラブ関係者が最後のお別れをいたしました。

岸 賢氏は高崎南ロータリークラブに36年の間籍をおき、最年長会員として後輩を指導して頂きました。又、会計士の御立場で当クラブの会計の監事として会計監査を永くご担当頂きました。

公職においても長い間で活躍をされた実力をお持ちの上、いつも穏やかで品位あるお人柄は当クラブ会員全員のお手本でありました。長い間のロータリアンとしての友好に終止符を打つことは、大変辛く哀しいことではありますが、神に召された岸氏のご冥福をお祈りするしかありません。どうぞ安らかに眠りください。

高崎南ロータリークラブ 会長 森本 純生

ATTENDANCE BOOK

出席報告 4月

クラブ数	会員数					
	年度初	月初	月末	純増減会員数	女性会員	当月出席率
46	2,016	2,077	2,095	18	123	80.86

クラブ名		例会数	出席率(%)	会員数				
				年度初	月初	月末	増減	女性
第1分区	前橋	4	72.45	117	116	117	1	10
	前橋西	4	86.20	60	59	59	0	5
	前橋東	4	89.11	67	68	68	0	6
	前橋北	4	84.40	69	71	73	2	3
	前橋南	4	95.59	32	34	34	0	1
	前橋中央	4	82.87	26	31	31	0	7
	合計		85.10	371	379	382	3	32
第2分区A	桐生	4	78.80	66	70	70	0	6
	桐生南	4	74.04	24	26	25	-1	1
	桐生西	4	88.12	64	64	64	0	4
	桐生中央	4	67.05	25	23	23	0	4
	桐生赤城	4	89.70	42	44	44	0	8
	合計		79.54	221	227	226	-1	23
第2分区B	伊勢崎	4	92.89	72	80	81	1	3
	群馬境	4	83.93	25	26	26	0	1
	伊勢崎中央	4	87.31	73	78	81	3	2
	伊勢崎南	4	82.14	27	28	28	0	1
	伊勢崎東	4	89.52	30	31	31	0	1
	合計		87.16	227	243	247	4	8
第3分区	高崎	3	82.89	115	113	113	0	8
	高崎南	4	75.46	65	67	67	0	7
	高崎北	4	64.73	64	63	67	4	0
	高崎東	4	75.12	39	40	40	0	1
	高崎シンフォニー	4	80.95	39	42	42	0	4
	高崎セントラル	4	76.76	36	34	36	2	0
	合計		75.98	358	359	365	6	20

クラブ名		例会数	出席率(%)	会員数				
				年度初	月初	月末	増減	女性
第4分区A	太田	4	88.93	72	70	72	2	3
	太田西	3	86.00	18	17	17	0	2
	太田南	4	81.34	43	44	44	0	1
	新田	4	85.30	16	17	17	0	0
	太田中央	4	84.26	48	53	54	1	2
	合計		85.17	197	201	204	3	8
第4分区B	館林	4	83.18	49	50	52	2	2
	大泉	4	73.63	32	32	32	0	2
	館林西	4	85.71	21	22	22	0	1
	館林東	4	77.00	23	25	25	0	3
	館林ミレニアム	4	86.86	26	26	26	0	0
	合計		81.28	151	155	157	2	8
第5分区	渋川	4	96.10	51	55	54	-1	5
	沼田	4	60.30	60	68	68	0	1
	草津	4	52.78	17	18	18	0	0
	中之条	4	83.43	21	20	21	1	1
	沼田中央	3	71.92	55	62	61	-1	4
	渋川みどり	4	78.98	41	40	40	0	2
	合計		73.92	245	263	262	-1	13
第6分区	富岡	4	91.48	46	47	46	-1	4
	藤岡	4	87.75	44	51	51	0	2
	安中	4	70.35	34	39	43	4	0
	藤岡北	4	93.55	18	17	17	0	2
	富岡中央	4	84.98	39	39	39	0	1
	碓氷安中	4	63.64	15	11	11	0	1
	藤岡南	5	79.46	21	18	17	-1	1
	富岡かぶら	3	72.62	29	28	28	0	0
	合計		80.48	246	250	252	2	11

INFORMATION

ガバナー事務所より

国際ロータリー第 2840 地区ガバナー事務所

〒371-0855 群馬県前橋市問屋町2-2 前橋問屋センター会館1F

TEL : 027-212-2840 FAX : 027-212-2841 email : ubukata@rid2840.jp

豊川ガバナー月信のお願い

- 原稿の締切りは、毎月 15 日です。ワードまたはエクセル書式で作成の上、メール添付しガバナー事務所 toyokawa@rid2840.jp まで送信してください。なお、写真等の画像がある場合は、JPEG データでお送りください。
- 新会員情報並びに訃報の締切りは、毎月 15 日です。（15日以降のご連絡分につきましては、次月号の掲載となります。）新会員につきましては氏名、入会日、職業分類、勤務先、役職、推薦者氏名を記入の上、写真を添えて、ガバナー事務所ホームページの専用欄かメールにてお送りください。なお、訃報につきましてはクラブ会長様に 250 字以内で追悼文を作成いただき、ご連絡をお願いいたします。

生方ガバナー年度月信編集スタッフよりご挨拶

生方ガバナー年度最終号の月信となります。各会員、事務局の方々他、多くの人のご協力。ご指導に心より感謝申し上げます。また次回からの豊川年度でも、変わらぬご支援をお願い申し上げます。ありがとうございました。

水芭蕉 / 群馬県沼田市 玉原湿原・玉原十二沢

水芭蕉（ミズバショウ）といえば尾瀬が有名ですが、沼田市の玉原高原では、玉原湿原と十二沢の二箇所に水芭蕉が群生しています。いずれも木道が整備されているので、軽装でご覧いただくことができます。

玉原湿原のセンターハウスへ駐車し、徒歩 15 分ほどで約 2000 株の水芭蕉の群生を見ることができます。花の見頃は気候により毎年変化しますが、平年5月上旬が最盛期となります。

玉原十二沢はスキー場駐車場手前 100 メートル右側を 50m ほど徒歩で入った場所になります。駐車場は用意されていないので交通の邪魔にならない場所に駐車してください。

どちらも手軽に幻想的な風景を楽しめるロケーションになっています。